

機械器具 55 医療用洗浄器  
一般医療機器 再生可能な歯科用シリンジ(35970021)

販売名 : エムエス歯科用注射筒

【警告】

- ・医療目的以外で使用しないこと。

【禁忌・禁止】

- ・注射筒に割れ等がある場合は使用禁止。
- ・外筒と内筒をセットした状態での洗浄及び滅菌禁止。

【形状・構造及び原理等】

硬質珪酸ガラスで作成しています。

《代表図》



筒先形状

- ルアーガラス先（中口）
- ルアーロック先（中口）

【使用目的又は効果】

- ・口腔、根管など各部の洗浄や破片の除去に用いる。

【使用方法等】

- ・使用前に注射筒の外筒と内筒を必ず洗浄、滅菌してから使用して下さい。

[洗浄方法] 仮洗浄にて汚れを落とした後、自動洗浄機や超音波洗浄機等を使用して汚れや異物等を除去し、乾燥させて下さい。

[滅菌方法] 洗浄、乾燥後に外筒、内筒を別々にしてオートクレーブ滅菌を行って下さい。

- ・注射筒にはインターチェンジャブル（共通摺り合せ）と、共通摺り合せでないものがあります。

共通摺り合せでないものには外筒と内筒に合番号を表示してありますので、注射筒洗浄後に必ず合番号を確認し、外筒と内筒はセットせずに滅菌して下さい。

使用時は、同じ合番号でセットされていないと使用ができませんので注意して下さい。

【使用上の注意】

- ・使用後の付着した薬液及び血液等を除去し、洗浄した上でオートクレーブを用いて高圧蒸気滅菌を行って下さい。
- ・ガラス製品の為、強い衝撃を与えないよう取扱に注意して下さい。
- ・キズ、ヒビ割れ等の異常が認められた場合には使用しないで下さい。
- ・金属部位のメッキが剥がれたり腐食したりした場合は使用しないで下さい。

[重要な基本的注意]

本品がハイリスク手技に使用された場合には、プリオン病感染予防ガイドラインに従った洗浄、滅菌を実施すること。また、本品がプリオン病の感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売業者又は貸与業者に連絡すること。

【保管方法及び有効期間等】

- ・清潔な保管容器に入れて棚等に保管して下さい。
- ・有効期間は特に設けてありませんが、キズ、ヒビ割れ等の異常が認められた場合には、使用しないで下さい。

【保守・点検に係る事項】

- ・キズ、ヒビ割れ等の点検を使用前に行って下さい。異常が認められた場合は、使用しないで下さい。
- ・使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬液が乾燥しないうちに、水または洗浄液等に浸した後に洗浄して下さい。（洗浄水は、蒸留水や純水の使用が効果的です）
- ・洗浄、乾燥後、滅菌バッグ等に入れてオートクレーブ滅菌して保管して下さい。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社 エムエス

住 所：東京都文京区本郷3丁目2番12号

電 話：03-3814-1026（代表）

製造業者：株式会社エムエス土浦工場

住 所：茨城県土浦市生田町1番地13

電 話：029-822-2597（代表）